

路線バスの車いすでのご利用方法

平成20年9月18日現在
大分バス・大分交通・亀の井バス・日田バス

1. 下記の条件を満たす場合、車いすのお客様お一人で(*注1)、県内のバス会社(*注2)の路線バスをご利用になれます。

＜車いすのお客様のお一人でのご利用が可能な場合＞

以下の「全て」の条件を満たす場合が対象になります。

- ①ご利用になる車両が「車いす対応車両」(*注3)であること。
- ②乗車バス停と降車バス停のいずれも「車いす対応バス停」(*注4)であること。
- ③道路運送法第13条、旅客自動車運送事業運輸規則第13条に基づく運送引受拒絶事由(*注5)に該当しないこと。

2. 車いすのお客様がお一人でご利用を希望される場合には、運行の円滑化等のため、事前のご予約へのご協力をお願い致します。(ご予約がないことだけを理由として乗車をお断りするものではありませんが、事前のご予約は停車時間の短縮やバスの定時性の確保などに大変効果的です。是非ご協力をお願いします。) ご予約の方法については、＜別紙1＞をご覧ください。

3. ユニバーサルデザインの考え方からは、「事前のご予約のお願い」等を行うことなく、どなたでも気軽にバスをご利用頂ける環境を実現することが望ましいことはもちろんです。他方、現状においては、ハード・ソフトの両面でバス会社のみでは解決が困難な様々な課題が残っています。このような中、現状から一歩でも前進させるため、今回は、限定的な内容での開始となりました。

各バス会社と致しましては、関係行政機関や県民の皆様にもご理解とご協力をお願いしつつ、今後とも、段階的ではありますが、車いすでの利用環境の改善に取り組んでまいり所存ですので、車いすのお客様におかれましては、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

4. なお、今回の取り組みを円滑に実施するには、行政やバス会社だけの努力だけでは限界があり、社会全体でバリアフリー社会・ユニバーサル社会の実現に向けた環境作りを行っていく必要があります。

このため、バスをご利用になる全てのお客様及び後続車の皆様にも、今回の取り組みに対してご理解・ご協力をお願い申し上げます。

(*注1) 介助者の方のご同行は不要です。(但し、介助者の方のご協力は、乗降時間の短縮や安全性の向上につながりますので、ご同行頂ける場合は是非よろしくお願い致します。)

(*注2) ここで「県内のバス会社」とは、大分バスグループ、大分交通グループ、亀の井バス、日田バスの各社を意味します。

(*注3) ここで「車いす対応車両」とは、「スロープ付きノンステップバス」、「スロープ付きワンステップバス」、「リフト付きツースtepバス」などを意味します。これらの車両には車体外部に車いすマークが表示されています。

(*注4) 「車いす対応バス停」は、「バス停大分」ホームページで検索できます。

(URL : <http://bus-stop-oita.net/>) また、各バス会社にもお問い合わせ頂けます。

なお、「△条件付対応」のバス停については、所定の条件を満たす場合のみの対応となります。

「車いす対応バス停」の選定方法については<別紙2>をご参照下さい。

(*注5) 例えば、「申込者から特別の負担を求められたとき」、「法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき」などが該当します。

ご予約の方法とお願い

次の手順でご予約をお願い致します。

なお、ご予約をお願いする理由は、<別添1>のとおりです。

1. ご予約の方法

- (1) 乗車を希望する日の前日の午後5時までに、「電話」又は「FAX」<様式は別添2>で各バス会社の担当営業所の「車いす予約担当」に、次の「予約情報」を伝えて申し込んで下さい。(*注1)

なお、「車いす対応バス停」、「車いす対応車両の運行予定便」については、「バス停大分」ホームページなどで事前に調べることができます。予め調べておくと、予約の際の対応がスムーズになりますのでお勧めします。

【予約情報】

- ①車いすでの利用を希望する旨
- ②ご利用になるお客様のお名前
- ③電話番号（できればご本人の携帯電話。予約成立・不成立のご連絡、事故・故障などの緊急時のご連絡に使用します。）
- ④FAX番号
- ⑤介助者の同行の有無
- ⑥ご利用希望の月日・曜日
- ⑦乗車希望バス停（※「車いす対応バス停」か否か確認済みの場合、その旨）
- ⑧乗車希望バス停の時刻表の出発予定時刻
- ⑧降車希望バス停（※「車いす対応バス停」か否か確認済みの場合、その旨）
- ⑨特記事項（例えば、聴覚障がい、言語障がいがある場合など、ご予約の時点でお申し出頂ければ、その後の対応がスムーズになります。）

(*注1) 初めてバスをご利用頂く場合など、ご利用に際してご不明の点や不安な点がある場合は、ご遠慮なくご相談下さい。

- (2) 各営業所は、申込内容を確認の上、「仮受付」を行い、営業所内で実際にご予約をお引き受けできるか否かの確認(*注2)を行います。また、ご利用の便を運行する営業所とは異なる営業所に申込みがあった場合には、実際にご利用の便を運行する営業所に仮予約内容を伝え、その後の対応を依頼します。

(*注2) 具体的には、乗降希望バス停の車いす対応状況、希望便の車いす対応車両の配車予定（故障中、整備中などの場合があります。）、希望便の予約状況（他の車いすのお客様のご予約が既に入っており、全部又は一部の区間につ

いて予約内容が重複している場合があります。この場合、先着順となります。)等を確認します。

- (3) 上記(2)の確認後、翌日の朝9時までに担当営業所から「予約成立」又は「予約不成立」のご連絡を電話又はFAXにて差し上げます。(「予約成立」のご連絡をもって、正式なご予約となります。「予約不成立」の場合、その理由をご説明し、可能な場合には、他の車いす対応バス停や他の車いす対応車両運行予定便への変更などのご案内を致します。)

なお、お客様が携帯電話のつながりにくい場所にいらっしゃる場合や、ご家族がお客様に伝言を伝えるのを忘れた場合など、何らかの事情でお客様へのご連絡がつかない場合もあり得ます。このため、お申込みの翌日の朝9時までに「予約成立」又は「予約不成立」の連絡がない場合は、お手数ですが担当営業所へご確認をお願い致します。

- (4) 「予約成立」の場合は、担当営業所はご利用当日の朝の点呼の際に該当便の乗務員にご予約内容を伝え、該当便の乗務員は車いすの乗降を円滑に行うための準備を行います。

- (5) 予約成立後、事故・故障などで車いす対応車両が配車できなくなった場合には、ご予約の際にご連絡頂いたお電話番号に担当営業所からその旨をご連絡致します。

但し、事故・故障が直前に発生した場合など、ご連絡が間に合わない場合もあり得ますので、ご不審な場合は担当営業所にご確認下さい。また、ご予約後、キャンセルされる場合もご連絡をお願いします。(特にキャンセル料はかかりませんが、早めにご連絡頂ければ幸いです。)

- (6) 予約内容に従い、実際にご利用下さい。

備考) 亀の井バスの車いす対応系統(16A、26A)につきましては、従来のご利用方法も引き続き可能です。

2. お願い

(1) 平日の朝夕の通勤・通学時間帯のご利用について

①背景

平日の朝夕の通勤・通学時間帯については、特に大分市内の中心部に至る系統などを中心に、立ち席を含め満席状態で混雑する便も多いため、他のお客様に詰めてスペースを空けて頂いたとしても、車いすスペースが確保できない場合が予想されます。

また、この時間帯は、出勤・通学時刻や他の交通機関との乗り継ぎなどとの関係で、バスが遅れた場合、影響が大きいお客様が多くご利用になる時間帯でもあります。さらに、この時間帯は、バスの便数も最も多い時間ですが、マイカーなどの交通量も多いため、バスの停車時間が長くなり、バスベイを後続のバスが利用できない場合など道路によっては渋滞の発生も懸念されます。

②車いすのお客様へのお願い

このため、各バス会社としても停車時間の短縮のため、乗務員研修などに努力しているところですが、現時点では、スロープ付きワンステップバスの場合、乗車・降車ともにそれぞれ4～5分程度を要する見込みです。今後、乗務員・お客様の双方で実地での習熟が進むことにより、また、バス停の改良が進むことにより、所要時間が短縮されることが期待されるものの、当初は、乗降を合計すると最大で8分～10分程度、停車時間が増加する可能性があります。車いすでの乗降を行う以上、停車時間の増加はやむを得ないものであり、バス会社としても、他のお客様や後続車の方を対象に、車いすでのバス利用へのご理解・ご協力をお願いする「心のバリアフリー」運動を大分県などの関係者と共同で、社会運動として進めていく所存ではありますが、現状においても、バスの遅れに対するお叱りの声をお客様から頂くことも多いことから、バス停の改良などの環境の整備が進むまでの間は、お客様にもご理解とご協力をお願いできればと希望しております。

つきましては、平日の朝夕の通勤・通学時間帯の車いすでのご利用については、変更が可能な場合は、極力避けて頂きますよう、お客様のご理解とご協力をお願い致します。また、他の時間帯や他の交通機関への変更が難しい場合で、介助者の方のご同行が可能な際には、極力、介助者の方のご同行と乗務員への補助にご協力をお願い致します。

なお、バス会社として、これにより、平日の朝夕の通勤・通学時間帯の車いすでのご利用を一律にお断りするものではありませんが、対応が困難な場合は、やむを得ずご乗車をお断りさせて頂く場合もございます。現状においては、上述のような事情があることをご理解頂きますとともに、ご協力頂ければ幸いです。

③一般のお客様及び後続車の皆様へのお願い

今回の取り組みを円滑に実施するには、行政やバス会社だけの努力だけでは限界があり、社会全体でバリアフリー社会・ユニバーサル社会の実現に向けた環境作りを行っていく必要があります。

このため、バスをご利用になる全てのお客様及び後続車の皆様にも、今回の取り組みに対してご理解・ご協力をお願い申し上げます。

(参考) 車両の混雑などが予想される時間帯

「平日」の午前7時～9時30分

午後5時～7時30分

※車内の混雑状況や道路事情は個々の系統や便、区間によって異なりますので、平日の通勤・通学時間帯のご利用をご希望の場合は、各バス会社にご相談下さい。

※「年末年始」(12月29日～1月3日)は、「土日祝日」の取り扱いになります。

(2) ご利用の際の注意について

- ①定刻までにご乗車予定のバス停のバス停標識付近の「見えやすい場所」にて待機をお願いします。(ご予約を頂いていても、定刻を過ぎてもお客様がバス停にいらっしゃらない場合は、バスは発車致します。また、街路樹などで隠れてお姿が見えにくくなる場合がありますので、お待ち頂く位置にはご注意ください。)
- ②障がい者割引の適用を希望される場合は、忘れずに障がい者手帳をご持参の上、運賃のお支払いの際に乗務員にご提示下さい。
- ③乗降時間の短縮のため、予め小銭又は大分共通バスカードのご準備にご協力をお願いします。

事前のご予約をお願いする理由

1. ご予約をお願いする背景

車いすでの乗降に伴って必然的にバスの停車時間は長くなります。車いすでの乗降を行う以上、停車時間の増加はやむを得ないものであり、バス会社としても、他のお客様や後続車の方を対象に、車いすでのバス利用へのご理解・ご協力をお願いする「心のバリアフリー」運動を大分県などの関係者と共同で、社会運動として進めていく所存ではありますが、他方で、停車時間の増加をできるだけ少なくすることができれば、他のお客様や後続車の方などへの以下のような影響を最小限にとどめることができます。

ついては、停車時間の短縮のためには、事前にご予約を頂くことが大変効果的なことから、車いすのお客様に事前のご予約へのご理解とご協力をお願いするものです。

(1) ご予約がない場合、ダイヤの遅れが大きくなります

事前のご予約がない場合は、次のような手順を踏むことになり、バス停での停車時間が長くなるため、ご予約がある場合に比べ、ダイヤの遅れが大きくなります。ダイヤの遅れが大きくなると、電車への乗り継ぎや出勤・登校などの他のお客様のご予定に影響が生じる場合があります。バス会社としては、そのような事態が生じないよう、できる限りの努力を行いたいと考えています。

- ①降車希望バス停の車いす対応状況を調べる。(降車希望バス停が車いすに対応していない場合、近くの車いす対応バス停を調べる。)
- ②必要に応じ、バスの停車位置を再調整する。(特に、歩道の奥行きが狭い場合は、バスを後退させて停車位置を調整しなくてはならないケースも生じ得ます。)
- ③車いす収納スペースの座席を収納する(お座りのお客様がいらっしゃる場合は、席を譲って頂くよう乗務員からお願いします。ご予約がある場合は事前に収納が可能です。)

(2) 乗降時間が長くなると、次のような問題が生じることが懸念されます。

①道路交通渋滞の発生

県内の道路は、片側1車線以下で、かつ、バスベイ(バスの停車帯)がなく、路側帯も狭いものが多く、バスが長時間停車した場合、特に朝夕の通勤・通学時間帯を中心に、後続車に渋滞が発生することが懸念されます。

②利用者の「バス離れ」の発生

東京などの大都市圏では、電車やバスの運行本数が多い上に、駐車場の確保が困難なため、バスの遅れは必ずしも利用者の「バス離れ」(マイカー利用の増加)に直結しません。しかし、大分県内では、電車やバスの運行本数が少なく、駐車場の確保も比較的容易なため、バスの遅れが利用者の「バス離れ」につながりやすい状況にあります。この「バス離れ」が続くと、バス路線の収支の悪化、ひいては、バス路線の減便や廃止につながることを懸念されます。

2. 車いすのお客様にとってのメリット

予約には「手間が面倒」、「電話代がかかる」というデメリットもありますが、他方で、次のような様々なメリットがあります。

①より安全に移動できる

予約で事前に乗降バス停がわかれば、乗務員が出発前にバス停の状況を確認できるため、より安全な位置にバスを停車させやすくなります。

②より確実に移動できる

予約により、次のような事態が防げるため、より確実に移動できるようになります。

- －利用したい便に既に他の車いすのお客様が乗車しているので乗れない
- －事故・故障・整備などで車いす対応車両が一時的に利用できない
(予約があれば、代車手配が可能な場合は代車手配を行い、代車手配が困難な場合はお客様にその旨をご連絡することができるようになります。)
- －車いすのお客様が街路樹などの陰に隠れて見えにくかったため、乗務員が見落としして通過した

③より効率的に移動できる

予約により、次のことが可能となるため、より効率的に移動できるようになります。

- －乗務員の事前準備により、乗降時間が短縮される
 - 例 1. 機器の操作方法や乗降予定バス停の車いす対応状況を事前に再確認する
 - 2. 車いすスペースの座席を事前に収納しておく
 - 3. バス停への到着前に他のお客様に通路を空けるよう協力をお願いする
 - 4. 車いすで乗降しやすい位置にバスを停車させる など
- －当日の点呼の際に乗降予定バス停（留意点がある場合はその旨）、お客様に関する情報（例えば、聴覚障害があるなどの円滑な対応に役立つ情報）を乗務員に伝えておくことにより、対応がスムーズになる
- －予約なしで利用されようとする場合、乗務員が乗降バス停（特に降車バス停）の状況を確認するための時間がかかる分、出発が遅れてしまうが、予約窓口にご予約頂いた場合は、当日、このような時間は不要のため、乗降時間が短縮される。

車いす予約担当 御中

次のとおり、車いすで路線バスを利用したいので、予約を申し込みます。

フリガナ		
氏名		
連絡先 (できればご本人の携帯電話)	電話	— —
	F A X	— —
介助者の同行	有り ・ 無し	
利用希望日	月 日 (曜日)	
乗車希望バス停名	(「車いす対応バス停」か否か： 確認済 ・ 未確認)	
降車希望バス停名	(「車いす対応バス停」か否か： 確認済 ・ 未確認)	
乗車希望バス停の出発予定時刻 (時刻表掲載時刻)	:	
特記事項 (例. 聴覚障がい、言語障がいがある場合など)		

注1) 「予約成立」のご連絡をもって、正式なご予約となります。

注2) お申込みの翌日の朝9時までに「予約成立」又は「予約不成立」の連絡がない場合は、お手数ですが担当営業所へ確認をお願い致します。

「車いす対応バス停」の選定について（参考）

「車いす対応バス停」については、県内の各バス会社共通で、次の判定基準に基づき選定することを基本とします。

但し、次の判定基準の一部を満たしていない場合であっても、各バス会社において「対応が可能」又は「条件付きで対応が可能」と判断する場合には、個別に、当該会社において、「車いす対応バス停」として取り扱います。（但し、「条件付きで対応が可能」の場合、各バス停の道路状況などに応じ、車いす対応車両の種類や対応する時間帯の限定、介助者の同行等の条件を付す場合があります。）

<各バス会社共通の判定基準>

- ①乗降口に面する部分の「幅が2m以上」あること。（*注1）
- ②乗降口からの「奥行きが2m以上」あること。（*注2）
- ③乗降場所の「車道からの高さが10cm以上」であること。（*注3）
- ④坂路でないこと。（*注4）
- ⑤乗降場所に安全で円滑な乗降の妨げとなる物がないこと。（例. 放置自転車）
- ⑥法令の規定又は官公庁からの要請との関係で問題がないこと。（*注5）

（補足説明）

- ・この判定基準は、県内のバス停の数が数千箇所にもものぼることから、車いすでの乗降の適否を効率的かつ迅速に判定するため、便宜設定するものです。
- ・この判定基準を全て満たすバス停については、各バス会社共通で車いすでの乗降が可能なバス停留所として取り扱います。逆に、この基準の一部を満たしていなくても、各バス会社の個別の判断で、車いすでの乗降が可能なバス停とする場合もあります。
- ・この判定基準は、車いすでの乗降のために「理想的な条件」を記載したものではありません。仮に「理想的な条件」を設定して判定を行った場合、県内のバス停の現状にかんがみると、乗降可能と判定されるバス停の数が大変少なくなってしまうことが懸念されるため、「理想的な条件」ではなく、「バス会社が大きな支障なく対応可能な条件」に基づき判定を行うこととしています。

（*注1）標準仕様ノンステップバスの車いすを乗降させる乗降口の有効幅（大量乗降を想定する大型車両の場合：1000mm以上）に停車位置のズレを考慮し、前後50cmを加えて2mとしています。

（*注2）標準仕様ノンステップバスのスロープ板の長さ（1050mm以下）に車いす転回分（約100cm）を加えて2mとしています。なお、スロープ板付きワンステップバスを使用する場合には、乗降場所から車体を30cm程度離して停車させる必要があります。

(* 注 3) 国土交通省令により標準とされている 15 cm の下方 5 cm 又はこれよりも高いこととしています。

○移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

(平成十八年十二月十九日国土交通省令第百十六号)

(高さ)

第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

(* 注 4) 坂路では、乗客の安全のため、バス乗務員が車両から離れるときは全ての乗客に車両から降りて頂くことが義務付けられています。また、坂路では車体やスロープ、リフトが傾くため、車いすでの安全で円滑な乗降が困難です。

○旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和三十一年八月一日運輸省令第四十四号)

(運転者)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四 (略)

五 坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

六～十

2～10 (略)

(* 注 5) 例えば、「渋滞が激しい、追い越しが禁止されている、片側一車線の、バスベイ (バスが停車するための歩道の切り込み) がなく、路側帯も狭い道路」などが想定されます。